

平成 28 年度 第 11 回柿崎区地域協議会次第

日時：平成 28 年 12 月 13 日（火）午後 6 時 30 分
場所：柿崎地区公民館 川西分館 2 階 大集会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 内 容

【地域協議会】

(1)協 議

- ・平成 29 年度柿崎区地域協議会が採択事業の審査に当たり定める事項の見直し（案）について … [資料 No. 1-1、1-2、1-3、1-4]

(2)会長報告

- ・頸北地区地域協議会委員合同研修会について

(3)市からの報告

- ・高病原性鳥インフルエンザの対応について … [資料 No. 2]
- ・新上越斎場建設事業について

(4)その他

①次回（第 12 回地域協議会）の開催日について

- ・日 時：平成 年 月 日（ ） 時 分～
- ・会 場：

【懇談会】

(1)地域協議会の活動報告

(2)意見交換

5 閉 会

柿崎区地域協議会が採択事業の審査に当たり定める事項の見直し（案）

修正案	現 行	修正理由
<p>(共通審査基準の評価等)</p> <p>第3 事業の内容が、従前の事業と同様の内容であるもの又は財源の振替や確保を図るものとみなされる場合は、共通審査基準の発展性の評価を<u>3点以下とする。</u></p>	<p>(共通審査基準の評価等)</p> <p>第3 事業の内容が、従前の事業と同様の内容であるもの又は財源の振替や確保を図るものとみなされる場合は、共通審査基準の発展性の評価を<u>3点以上とすることができない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 第2の事業の採択基準は「共通審査基準の各項目の評価が、それぞれ3点以上であること」と定める一方、第3では「従前の事業と同様の内容」は「発展性の評価を3点以上とすることができない」と規定しており、捉え方によっては継続事業が不採択となる恐れがあるため。
<p>(プレゼンテーションの実施)</p> <p>第4 提案者に提案内容のプレゼンテーションを求めるものとする。ただし、継続事業に関しては、委員からの要請又は団体から希望があった場合のみ、プレゼンテーションを行う。</p> <p>(1) 1事業当たりの持ち時間は10分以内とし、説明時間を6分以内とする。</p> <p>(2) プレゼンテーションの参加人数は、1団体につき5人以内とする。</p>	<p>(プレゼンテーションの実施)</p> <p>第4 提案者全員に提案内容のプレゼンテーションを求めるものとする。</p> <p>(1) 1事業当たりの持ち時間は10分以内とし、説明時間を6分以内とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全提案団体がプレゼンテーションを実施すると長時間に及び、継続事業に関しては、プレゼンテーションを実施しなくても、過去の実績や提案書で内容が把握できるため。 プレゼンテーションの参加人数の規定がなく、例年どおり今年度は3人までとしたが、明確に定める必要があると判断したため。
<p>(審査方法)</p> <p>第5 審査は、提案者によるプレゼンテーション、地域協議会委員による意見交換、委員個人による審査及び全体審査とする。</p> <p>(1) 基本審査及び地域自治体の採択方針の審査は、委員が協議の上、決定する。なお、「<u>適合しない</u>」と判断した場合、その理由を付して、提案団体へ通知する。</p> <p>(2) 共通審査基準は、各審査項目とも1点から5点の範囲で採点を行う。</p>	<p>(審査方法)</p> <p>第5 審査は、提案者によるプレゼンテーション、地域協議会委員による意見交換、委員個人による審査及び全体審査とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基本審査及び地域自治体の採択方針の審査は、個人に判断を委ねるものではなく、地域協議会全体で審査し客観的で公平に判断することが適当であると考えたため。また、全体審査を行うことにより、委員が共通認識をもって共通審査基準の評価において個人審査にあたることができるため。
<p>(提案変更が提出された場合の取り扱い)</p> <p>第6 事業の採択決定後、補助金交付申請書提出前に、団体から提案変更があった場合、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 提案者は、地域協議会に変更内容の説明を行い、委員が協議の上、変更承認の可否を決定する。</p> <p>(2) (1)においては、団体の役員（会長、副会長）である委員は除斥とする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 今年度提案変更があり、対応する規定がなかったため。
<p>(成果報告)</p> <p>第7 年度末までに事業実施者から事業の成果報告を求めるものとする。</p>	<p>(成果報告)</p> <p>第6 年度末までに事業実施者から事業の成果報告を求めるものとする。</p>	

柿崎区における地域活動支援事業採択方針

(優先して採択する事業)

第1条 柿崎区の地域資源を生かし活力ある魅力的なまちづくりを推進するため、団体等の自主的、主体的な取組のうち、次に掲げるものを優先的に採択する。

- (1) 地域の歴史、文化や伝統の保存、活用に資するもの
- (2) 子どもたちの健全育成に資するもの
- (3) スポーツや体力づくりをとおして住民の健康増進に資するもの
- (4) 特産品の開発等により地域産業の活性化に資するもの
- (5) 観光資源の活用により知名度向上や交流人口の増加に資するもの
- (6) まちづくりを担う人材育成に資するもの
- (7) 地域の環境美化に資するもの
- (8) 姉妹都市を含む他の地域との交流・連携を推進するもの
- (9) 安全・安心な地域づくりに資するもの

(事業の採択等)

第2条 事業は、優先して採択する事業のうち共通審査基準の評点の高いものから順に採択する。なお、地域活動支援事業の配分額に残余が生じたときは、その他の事業について同様に採択することができる。

- 2 共通審査基準の評点が、柿崎区地域協議会が別に定める基準に満たない事業は、採択しないことができる。
- 3 共通審査基準の加点は、行わない。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、補助対象経費に次の各号に掲げる率を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

- (1) 従前の補助採択の回数(事業の主たる部分が類似する事業も含む。以下同じ。)が1のもの 10分の9
- (2) 従前の補助採択の回数が2以上のもの 10分の8
- (3) 前2号以外のもの 10分の10

- 2 地域協議会が必要と認めるときは、補助金の額を減額することができる。

(追加募集の有無)

第4条 採択の結果、地域活動支援事業の配分額に残余が生じたときは、地域協議会で追加募集の有無を決定する。

柿崎区地域協議会が採択事業の審査に当たり定める事項

(委員の除斥)

第1 地域協議会委員が役員（会長、副会長）を務める団体が提案した事業については、そのプレゼンテーション及び審査に参加することができない。

(事業の採択基準)

第2 採択方針第2条第2項に規定する柿崎区地域協議会が別に定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 共通審査基準の評点が、15点以上であること。
- (2) 共通審査基準の各項目の評価が、それぞれ3点以上であること。

(共通審査基準の評価等)

第3 事業の内容が、従前の事業と同様の内容であるもの又は財源の振替や確保を図るものとみなされる場合は、共通審査基準の発展性の評価を3点以上とすることができない。

(プレゼンテーションの実施)

第4 提案者全員に提案内容のプレゼンテーションを求めるものとする。

- (1) 1事業当たりの持ち時間は10分以内とし、説明時間を6分以内とする。

(審査方法)

第5 審査は、提案者によるプレゼンテーション、地域協議会委員による意見交換、委員個人による審査及び全体審査とする。

(成果報告)

第6 年度末までに事業実施者から事業の成果報告を求めるものとする。

平成 28 年度 地域活動支援事業に係る採点票

1. 採点対象

事業番号		事業名	
提案者名			

2. 採点内容

(1) 基本審査

基本審査内容	左記基準との適合性
・地域活動支援事業の目的と合致しているか	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない
適合しない理由	

(2) 地域自治区の採択方針

当区の「優先採択方針」	左記方針との適合性
1 優先して採択する事業 (1) 地域の歴史、文化や伝統の保存、活用に資するもの (2) 子どもたちの健全育成に資するもの (3) スポーツや体力づくりをとおして住民の健康増進に資するもの (4) 特産品の開発等により地域産業の活性化に資するもの (5) 観光資源の活用により知名度向上や交流人口の増加に資するもの (6) まちづくりを担う人材育成に資するもの (7) 地域の環境美化に資するもの (8) 姉妹都市を含む他の地域との交流・連携を推進するもの (9) 安全・安心な地域づくりに資するもの	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない

(3) 共通審査基準

審査項目	審査基準	当区の配点	採点欄
①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	5	
②必要性	・地域の実情や住民要望に対応したもののか ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか	5	
③実現性	・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達規模や時期に無理はないか	5	
④参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか	5	
⑤発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか ・助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか	5	
合計		25	

* 採点は整数で行ってください。

(4) その他特記事項

(記載欄)

高病原性鳥インフルエンザ防疫対策の概要(12月13日現在)

1 鳥インフルエンザ発生の概要

- ・発生 …平成 28 年 11 月 30 日(水)
- ・飼養状況…採卵鶏約 23 万 6 千羽飼養

2 高病原性鳥インフルエンザ対策本部の設置

- ・新潟県現地対策本部…県上越地域振興局
:平成 28 年 11 月 30 日(水)午後 8 時
- ・上越市対策本部 :平成 28 年 11 月 30 日(水)午後 9 時
- ・上越市現地対策本部…柿崎総合体育館
:平成 28 年 12 月 1 日(木)午後 2 時

3 防疫措置について

○目的

- ・発生農場からの鳥インフルエンザウイルスのまん延を防止し、その被害を最小限に食い止めるため

○方法

- ・県職員、上越市職員、近隣自治体職員、自衛隊員、JAえちご上越職員などが 24 時間体制で作業を実施(延べ 2,735 人)
- ・防疫作業従事者集合場所を柿崎総合体育館に置く

(1) 殺処分

- ・対象…鳥インフルエンザにかかった鶏及びかかった疑いのある鶏(同居鶏)
このほか、ウイルス汚染の疑いのある物品(鶏糞、鶏卵等)も処分

(2) 鶏舎の清掃・消毒

(3) 埋却処分

○実施期間

- ・11 月 30 日(水)～12 月 6 日(火)午後 5 時完了

○消毒ポイントの設置

- ・飼料運搬車両等の畜産関係車両を消毒するため、柿崎総合体育館駐車場、柿崎 IC など 5 箇所を設置
(12 月 1 日(木)午前 8 時から継続実施中)

裏面に続く

4 防疫措置区域の周辺環境調査について〔県実施〕

- ・高病原性鳥インフルエンザの防疫措置による環境への影響を調査
- ・地下水 2 地点（上下浜地区）及び河川水 1 地点（朝日池流出水）の水質調査を実施 12 月 13 日（火）現在異常なし

5 周辺区域における野鳥の監視強化について〔国・県実施〕

- ・農林水産省が 12 月 1 日に実施した現地調査において回収した死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出：12 月 9 日（金）判明
- ・これを受け、野鳥監視重点区域（半径 10km）におけるパトロールを一層強化
- ・また、半径 10 km 以内の養鶏場では異常のないことを確認済み
- ・継続実施している野鳥監視パトロールによる新たな異常は認められていない

～お願い～

野鳥が死んでいるのを見つけたら、触らないで速やかに、柿崎区総合事務所へご連絡ください。

連絡先：柿崎区総合事務所：代表 536-2211

6 住民の皆さんへの情報提供

○住民説明会の開催〔県実施〕

- ・12 月 1 日（木）午後 6 時 30 分から柿崎コミュニティプラザで開催
- ・参集者数…104 人

○「高病原性鳥インフルエンザの発生と対応等のお知らせ」チラシの全戸配布〔市実施〕

- ・町内会長の皆さんの協力を得て、住民説明会の説明内容や質問等をまとめたチラシを 12 月 3 日（土）に配布…別紙のとおり

○防災行政無線による広報〔市実施〕

- ・事態が終息するまで「周辺環境調査（水質調査）」及び「野鳥監視パトロール」の結果等について防災行政無線による放送を継続

7 今後の対応〔県実施〕（12 月 13 日現在）

- (1) 防疫措置完了から 10 日が経過した後（12 月 17 日）に実施する清浄性検査で陰性が確認されれば、搬出制限区域（10km）を解除（12 月 21 日）します。
- (2) 新たな発生がなければ、防疫措置完了から 21 日経過後の 12 月 28 日午前 0 時に、移動制限区域（3km）を解除します。
- (3) 消毒ポイントでの車両消毒は、移動制限区域の解除まで継続します。



高病原性鳥インフルエンザの発生と対応等のお知らせ

11月30日（水）に市内の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。
12月1日（木）に地域住民の皆さんを対象にした「住民説明会」を柿崎区、大潟区、吉川区で開催しました。当日の説明内容や質問等を下記のとおりQ&Aでまとめましたので、ご覧ください。

【問合せ先：市危機管理課 526-5111、柿崎区総合事務所 536-2211】



【発生の概要】

○発生農場について

- ・所在地…上越市
- ・飼養状況…採卵鶏 23 万羽

○防疫作業について

- ・鳥インフルエンザにかかった鶏及びかかった疑いのある鶏（同居鶏）、すべてを処分します。また、鳥インフルエンザ発生農場でウイルス汚染の疑いがある物品（鶏糞、鶏卵等）も処分します。
- ・期間は、11月30日（水）から12月4日（日）までを予定しています。

Q & A

<鳥インフルエンザについて>

Q：鳥からの人への感染、人から人への感染の事例や心配はないのでしょうか。

A：鳥インフルエンザにかかった鶏の羽や粉末状になった糞に含まれるウイルスが、人の体内に大量に入ってしまった場合は、ごくまれに感染することがあります。海外では人が鳥インフルエンザに感染した例はありますが、これまで人から人へ感染した例はありません。

日本では鳥インフルエンザにかかった鶏などの処分は徹底的に行われており、通常的生活などで病気の鶏と濃厚に接触することはあまりないので、人が鳥インフルエンザに感染する可能性は極めて低いと考えられます。

Q：鳥インフルエンザの感染ルートは特定できていますか。

A：北から渡り鳥を介したルートと思われませんが、調査中です。

Q：卵や鶏肉は安全でしょうか。

A：卵や鶏肉を食べることによって、鳥インフルエンザが人に感染した例はありません。鳥インフルエンザ発生農場では、鶏や鶏卵等が処分されるため、出荷されることはありません。



Q：「終息宣言」は、いつになれば出るのでしょうか。

A：鶏の埋却後、農場における消毒を徹底することにより防疫措置を完了してから、3週間で終息宣言となる予定です。

<地下水など周辺環境への影響について>

Q：埋却による地下水への影響はないのでしょうか。

A：掘った穴には、漏えい防止のため、ビニールシートを何重にも敷いたうえに、袋に入れたものを消毒薬とともに埋却しますので、地下水への影響はありません。また万が一を考え、柿崎区上下浜の2か所で地下水の調査を実施しています。(12月1日現在、異常は認められませんでした。)

Q：人が鶏舎に近づかないように交通規制などを行っていますか。

A：発生農場では現在、人が近づかないように、警察官と県職員を配置し交通規制を行っています。

Q：下越(関川村)で発生した後、全県的な予防対応を図ったのですか。

A：全県一斉に養鶏場における消毒の徹底を求めています。

<飼っている鳥や野鳥にかかる留意点>

Q：飼っている鳥は安全ですか。

A：飼育場所は清潔にし、野鳥が接触しないようにして、鳥の糞等に触れた場合は手洗いとうがいをしていただければ、心配する必要はありません。

国内で鳥インフルエンザが発生しても飼育中の鳥が直ちに感染することはありませんので、鳥を野山に放したり、処分するような必要はありません。

Q：飼っている鳥が死んだ場合はどうすればよいのでしょうか。

A：鳥は他の生き物と同じように様々な原因で死ぬことがありますので、鳥が死んだからといって直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。

ただし、原因不明で飼い鳥が多数死んでしまった場合は、触らなくなるべく早くお近くの獣医師、保健所または家畜保健衛生所にご連絡ください。

Q：野鳥が死んでいるのを見つけたらどうしたらよいですか。

A：野鳥も飼っている鳥と同様に、様々な原因で死ぬことがありますが、鳥インフルエンザ以外にも細菌や寄生虫をもっている可能性がありますので、触らないで速やかに、お近くの警察・保健所・市役所へご連絡ください。



<情報提供について>

Q：発生農場を公表できないのですか。

A：興味本位で集まる人など防疫対策の妨げになる恐れもあり、公表していません。

Q：現在の作業状況などについて、ホームページ以外の方法も含め、日々の進捗状況を知らせてほしい。

A：市、県ではホームページなどで各種情報を掲載しているほか、上越市防災行政無線を活用して、当分の間、水質調査結果等を12月3日から放送します。